

滋賀県地域未来基金条例案について

1 趣旨

国の地域未来戦略を踏まえ、令和8年度地方財政計画（総務省）で新たに単年度の措置として「地域未来基金費」4,000億円が計上され、本県に普通交付税として約65億円が配分された。この基金費は複数年で活用していくことが想定されていることから、その対応として、滋賀県地域未来基金条例を制定しようとするもの。

2 基金の概要

(1) 目的

将来にわたって豊かな暮らしを持続的に享受することができる地域社会の実現に向け、地域資源を活用した多様な産業の振興および雇用の機会の創出に資する事業の推進を図るため

(2) 充当方針（案）

- ① 国の地域未来戦略を踏まえ、県が策定する「B.地域産業クラスター計画」、「C.地場産業成長プラン」に関連する事業に充当する
- ② 県内市町が実施する地域未来戦略の趣旨に合致する事業への支援を行うための交付金に充当する

(3) 想定される取組

■B.地域産業クラスター計画 ※商工労働部で検討中

- ・設備投資支援の充実
- ・学術・研究基盤の充実
- ・人材育成の環境整備
- ・地域交通の整備

■C.地場産業成長プラン ※観光文化スポーツ部・交通まちづくり部を中心に検討中

- ・シガリズムコンテンツ（観光・農林水産、文化、スポーツなど）の創出
- ・二次交通の充実

【参考】国で想定されている取組（総務省資料抜粋）

▶ 知事主導で計画されるクラスターの形成・拡大

企業立地の推進 関連企業の誘致、スタートアップ支援、工業団地の整備 等	研究開発の推進 研究開発拠点の整備、大学等との連携支援 等	人材育成・確保 大学等における学科・講座の開設、高度人材の確保、リスキリング支援 等
--	----------------------------------	---

▶ 地場産業の付加価値向上・販路開拓

高付加価値化 新商品開発、新技術導入支援 等	販路開拓 国内外でのマーケティング、流通経路の構築 等	人材育成・確保 地場産業の人材獲得支援、専門人材の誘致 等
---------------------------	--------------------------------	----------------------------------

※市町に対する支援も想定

滋賀県地域未来基金条例案要綱

1 制定の理由

将来にわたって豊かな暮らしを持続的に享受することができる地域社会の実現に向け、地域資源を活用した多様な産業の振興および雇用の機会の創出に資する事業の推進を図るため、滋賀県地域未来基金条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 将来にわたって豊かな暮らしを持続的に享受することができる地域社会の実現に向け、地域資源を活用した多様な産業の振興および雇用の機会の創出に資する事業の推進を図るため、滋賀県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとします。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第6条関係）
- (7) この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとします。（第7条関係）
- (8) この条例は、公布の日から施行することとします。